

東京地方税政連

発行所：東京地方税理士政治連盟 ● 横浜市西区花咲町4-106（税理士会館内） 電話（045）243-0521
発行責任者：会長 三堀 孝夫 ● 編集責任者：広報委員長 藤田 伸哉 ● 印刷・製本：株式会社 佐藤印刷所



●会長就任のご挨拶	東京地方税理士政治連盟	会長 三堀 孝夫	2
●会長就任のご挨拶	神奈川県税理士政治連盟	会長 鈴木 崇晴	3
●会長就任のご挨拶	山梨県税理士政治連盟	会長 砂田 俊二	4
●就任の抱負			5
●神奈川県税理士政治連盟	第55回定期大会報告		10
●東京地方税理士政治連盟	第55回定期大会報告		11
●退任される瀧浪貴治会長			12
●山梨県税理士政治連盟	第55回定期大会報告		13
●大会決議			14
●令和4年度税制改正に関する要望			15
●次期衆議院議員選挙立候補予定者の推薦審査結果報告			17
●後援会だより			18
●神奈川県税政連だより／山梨県税政連だより			20



東京地方税理士政治連盟

会長就任のご挨拶

会長 三堀 孝夫

令和3年7月14日開催の第55回定期大会において、会長に就任いたしました三堀孝夫でございます。

瀧浪前会長が3期6年にわたり会長として残された功績は多大なものがあり、感謝の意を表するとともにそのあとを引き継ぐ責任の重さに身の引き締まる思いであります。

さて東京地方税理士政治連盟の具体的な活動につきましては、定期大会で承認をいただいた運動方針並びに組織活動方針に則り、一つ一つの項目につき着実に実行して成果を上げていきたいと思っております。

税政連の政治活動の原点は、税理士会に与えられている建議権をもとに、立法府である国会議員に政策提言を行い、国民・納税者・あるいは我々のクライアントである中小企業の発展のため、租税法・中小企業政策・税理士法等の業法の改正を求めていくことにありと理解しております。本来であればこの活動は、税理士会が行えばよいわけですが、税理士会は強制入会の特別法人であるため政治活動を行うには限界があります。よってこれを補う意味から税政連が必要なのです。税理士会と税政連は「車の両輪」あるいは「表裏一体」といわれるゆえんであり、この活動によって税理士の社会的、経済的地位の向上が図られているといえます。このように税政連の活動の成果は、一人一人のすべての税理士が恩恵を享受しているということです。この点を強く訴え、理解してもらい、加入率の向上をはかっていきたいと考えております。

税理士制度の最大の魅力は「無償独占」という制度であると思います。この「無償独占」と

いう制度を守り続けるためには税政連は欠かせない存在であります。瀧浪前会長がよく言われていた「税理士業務の無償独占の意味」と「過去に感謝・未来に責任」という言葉を私も税政連活動のスローガンとして掲げていきたいと思っております。

コロナ感染症の影響で、税政連活動が大幅に停滞しているのが現実であります。今後はウェブ会議の導入等、ウィズコロナに対応できる新たな税政連活動も検討し、また東京地方税理士会をはじめ、他の関連諸機関の協力を得ながら東京地方税理士政治連盟の発展のために精一杯努力していく所存でありますので、これからの2年間会員の皆様のご支援、ご協力よろしくお願いたします。





神奈川県税理士政治連盟

会長就任のご挨拶

会長 鈴木 崇晴

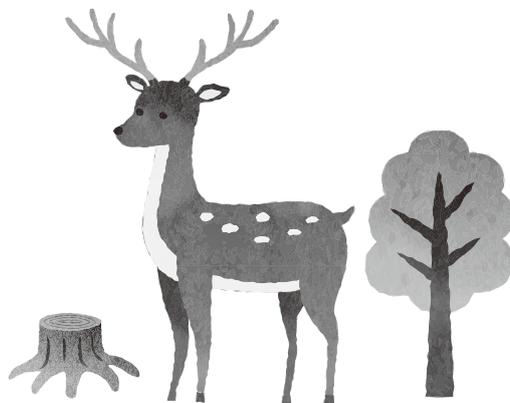
この度第55回定期大会において神奈川県税理士政治連盟会長に選任されました鈴木崇晴でございます。長年にわたり県連・地区連の役員として活動してきた経験を活かして会長としての職責を果たしていく所存でございます。

税政連の課題はたくさんございますが一番の懸念は加入率の減少傾向に歯止めがかからないことでございます。その主たる原因として近年の傾向から感じられるのは、世の中の一般的な風潮として権利は主張するが義務については忌避するという傾向が大きいのではないかと考えられます。同じ資格を有していながら税理士制度や税制に対する認識の相違に戸惑ったことも一度や二度ではございませんでした。

皆様ご存知のように税理士には建議権がございます。が、建議されたものが立法化されて初めて私たちの職業に結びついてくるのでございます。私達の職域確保、簡素で公平な税制の確立等は立法化されてこそ建議されたものが生きるのです。とは申すものの立法化の実現化には困難と忍耐が必要であります。そのためにも会員の皆様方のご支援が必要なのです。

一方において税政連の活動につきましても役員になっていただいた先生方や各後援会の方々よりひとかたならぬご尽力をいただいておりますが、昨今のコロナ禍の中で積極的な会務運営や陳情活動も行えず結果として議員の先生方に対する要望事項の説明が十分な御理解をいただくまでに至らないのも残念なところではございます。しかしながら地方の各機関において税理士の登用等実績もあがっているのも事実でございます。

私達税政連執行部は、はがゆい思いをしながらも一丸となって地道な努力を積み重ね一歩一歩税理士会で建議されたものが実現し、会員の皆様方から感謝されるよう税理士会並びに関連諸機関と協力しながら活動を行っていく所存でございます。そのためには会員の方々のより一層ご協力、ご支援を賜りたく切にお願い申しあげまして会長就任の挨拶とさせていただきます。





山梨県税理士政治連盟

会長就任のご挨拶

会長 砂田 俊二

こんにちは。本年6月に山梨県税理士政治連盟の会長に就任いたしました砂田俊二です。山梨県連の幹事長を4年間、そして前年度は会長を2年間務めさせて頂きました。これからの2年間で合計8年となります。この6年間はこれまでの活動を継承していくことに精一杯でした。本年度は失われた1年半を取り戻すべく、新たな気持ちで取り組みたいと思っております。

山梨県税理士政治連盟は、全国でも屈指の会員組織率、会費納入率を誇っております。現在309名の税理士会会員に対して、未加入及び未納入の会員は11名で96%の協力を得ております。もちろん100%を目指すことも大切ですが、96%の会員にその活動内容と成果をしっかりと知ってもらうことが重要と考えております。

私自身、税理士会登録以来20年以上、その活動内容やその成果には全く関心が無いという有り様でした。その後自身では畑違いと考えていた税政連に配属され、役員の方々に6年間厳しく指導頂き考え方を新たにしました。

税政連活動の基本は、決して個々の利潤にあるのではなく、税理士制度の発展、そして納税者のための真の代表を国会に送るための運動であること。党より人を、行っているのは政治活動ではなく、税理士政治連盟活動であり、それは本体である税理士会と連携したものでなければならない。そこには今でも一点の曇りもありません。

これは変わることは無く、税政連会員全員で共有していくことが出来れば全てが成功すると考えております。

話だけ、嘘をつく、そのような議員は応援に値しない。我々の要望を真摯に受け止めて頂ける議員の方々をしっかりと支えていく。山梨県関連国会議員7名、特にその中現在後援会が組織されている4名の国会議員の活動についてしっかりと注視していかなければと考えております。

歴代の役員の皆様、各後援会の構成員の皆様、現執行部・相談役の皆様、そして何よりこれを読まれておられる税政連会員の皆様のご協力を仰ぎ、誠意を持って活動を行っていきたいと思います。

2年間、宜しく願いいたします。



就任の抱負



東京地方税理士政治連盟
(後援会対策委員長)

副会長 石井 正夫
(鎌倉)

この度、前期に引き続き東京地方税理士政治連盟の副会長を拝命いたしました鎌倉支部所属の石井正夫です。

地区連では、後援会対策委員会を担当することとなりました。

各後援会の会長ならびに役員の皆様方には、日頃から税政連活動にご協力をいただきありがとうございます。

近い将来に衆議院議員の総選挙がありますが、各選挙区には税政連の推薦議員がおります。税理士会の要望の実現に向け税理士法及び税制改正等について政党や国会議員に働きかけを行い、その力になり得る国会議員の後援が必要となります。税政連推薦候補の当選を果たすためには、各推薦議員後援会の総会や国会議員との秘書懇談会等を通じて常日頃から接触をすることが重要であり、皆様方のご理解を賜りたく宜しくお願い致します。



東京地方税理士政治連盟
(本会担当)

副会長 一色 義信
(平塚)

この度、地区連、県連の副会長を拝命いたしました平塚支部の一色義信でございます。また、本年4月1日より、東京地方税理士会の副会長として税政連を担当させて頂くこととなりました。

税理士会は、税理士会等に認められた建議権に基づき、毎年税制改正意見書を作成し、連合会において税制改正建議書として取りまとめています。また、次なる税理士法改正に向けた税理士法改正要望案は、本年6月の連合会理事会において議決されました。

これらを国政の場において実現させるためには税政連の活動が不可欠であり、そのためにも多くの会員に税政連活動に理解を深めて頂き組織率を向上させなければなりません。

税理士会、税政連のさらなる連携の強化に努め、これらの実現に向け、また税理士制度の維持発展のため微力ながら尽力して参る所存です。会員の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。



東京地方税理士政治連盟
(推薦審査委員長)

副会長 大澤 清治
(保土ヶ谷)

この度、東京地方税理士政治連盟副会長に就任いたしました保土ヶ谷支部の大澤清治でございます。三堀孝夫新会長の力になれるよう、また、会員の皆様に役立つよう頑張りますので宜しくお願い致します。

最近の状況としましては、新型コロナウイルスの影響により税政連活動が例年どおりできておりません。しかし、10月には、衆議院議員総選挙があります。我々税政連及び会員が政治家に力を見せる絶好の機会であると考えます。

会員の皆様も色々の折に触れて、新しい時代が来ていると感じていることと思いますが、選挙結果にもそれが表れてくると信じています。

是非この機会を利用して税理士会員の皆様に税政連会員増強や税政連活動にご協力をお願い申し上げます。



東京地方税理士政治連盟
(国会対策委員長)

副会長 深沢 邦秀
(甲府)

『税政連を考える』

税理士制度は、申告納税制度、無償独占業務から成り立っています。

他の士業と比較しても、無償独占は珍しく、裏を返せば、それだけ国民と国家から税理士は信頼と使命を期待されていることではないでしょうか。税務署が税の門番であるなら、我々税理士は税の専門家であり、納税者のサポート役でもあります。

納める納税者と徴収をする税務署の間には税法というルールブックがあり、難解な税法を納税者に説明し、納得して納税していただくのが税理士の仕事であります。

我々税理士は、申告納税制度の維持と、無償独占を堅持し、かつ国民にとって大切な税法を税の専門家として見守っていかなければなりません。

政治活動ができない税理士会の代弁者として、税理士政治連盟が存在しているのです。

2年間副会長として、三堀孝夫会長を支え、東京地方税理士政治連盟の活動に尽力してまいります。どうぞよろしくお願い致します。



東京地方税理士政治連盟

副会長 山田 隆廣
(鶴見)

前期に引続き地区連の副会長に就任することとなりました。税政連は税理士の要望を集約し政治活動を通じて、その要望の実現を目指す団体です。税政連では、税理士制度の維持・発展や日々の業務で感じる税制の矛盾点等の改善、そして厳しい状況下にある我々の顧問先である中小企業や納税者に対する支援等について、具体的な政治的要望として提示し、その実現を目指しています。

本連盟の重点運動に「中小企業に過重な負担をもたらす税制改正が行われることのないよう、強力な運動を行う」とあります。今まさに、中小企業に過重な負担をもたらす税制（インボイス制度）が始まろうとしています。消費税法改悪に異議を唱え続け、わが国を下支えする中小企業の大切さを思い、これから2年間、税政連の業務を遂行する所存です。



東京地方税理士政治連盟
(組織委員長)

神奈川県税理士政治連盟
(支部長・支部幹事会担当)

副会長 一ノ瀬 裕
(相模原)

この度、地区連、神奈川県連の副会長を拝命致しました相模原支部の一ノ瀬裕です。

地区連では組織委員会を担当します。本連盟の組織活動強化を図り、会員増強を積極的に推進し、本連盟をより強固なものにしたいと思えます。

神奈川県連では支部長・支部幹事長会を担当します。支部における税政連活動を活発にするため、税政連支部単位で税政連支部長、幹事長、各委員会委員が税政連の活性化を図り、税理士による各後援会と相互に協力しながら、支部における更なる組織強化が実現できるよう協議検討していく所存でありますので、会員の皆様のご理解とご協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。



東京地方税理士政治連盟
(財務委員長)

神奈川県税理士政治連盟
副会長 佐野 光明
(神奈川)

前期より引き続き、地区連・神奈川県連の副会長を拝命いたしました神奈川支部の佐野光明です。

地区連では、財務委員会を担当いたします。定期大会でご承認いただいた財務委員会の活動方針に則り、財政の健全化を図るべく税政連活動に積極的に従事する所存です。

税政連は、税理士会と連携して、納税者に信頼される制度として税理士法が改正されるよう、また税理士会の税制建議が実現できるよう、税理士会の要望を実現するために活動する政治団体です。税理士の社会的地位の向上を図るためにも、税政連活動にご理解・ご賛同をいただき、会費収納にご協力いただけるようお願い申し上げます。2年間どうぞよろしくお願い申し上げます。



東京地方税理士政治連盟
(政策委員長)

神奈川県税理士政治連盟
副会長 城田 英昭
(藤沢)

この度、政策担当副会長に就任しました藤沢支部の城田英昭と申します。税政連は納税者にとって不利益な、また矛盾している税制を改正すべく国会議員に働きかけて、その実現に向けて活動する組織です。

政策委員会では、日本税理士会連合会が機関決定した建議書を元に、その年度に国会議員に陳情する最重要建議・要望項目を抽出します。そして、その内容を各国会議員後援会、国会議員秘書、東京地方税理士会役員等に提示・説明し、国会議員本人に理解して頂き、最終的には議員立法によって改正が実現することを目指します。

これからの2年間会長を補佐すると共に、税政連活動の円滑な運営の遂行に邁進してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。



東京地方税理士政治連盟
神奈川県税理士政治連盟

副会長 濱田 茂
(緑)

副会長に就任しました濱田茂です。日税連では来春通常国会での税理士法改正を目指すとしています。

改正内容は、「税理士業務のICT化推進の明確化」、「受験資格要件の見直し」、「税理士法違反行為の時効制度の創設」などあまり大きな改正要望はありません。しかし令和4年度税制改正に関する建議書では、継続しての要望ですが、「適格請求書等保存方式を見直すとともに、その導入時期を延期すること」としています。適格請求書発行事業者の登録が令和3年10月1日から開始されるようですが、中小事業者のためこの改正をする必要があります。

税政連は、税制改正を実現するための組織です。皆様の協力を得て実現していきたいと思ひます。この2年間ご協力のほどよろしくお願ひします。



東京地方税理士政治連盟
(選挙対策委員長)

神奈川県税理士政治連盟
(後援会対策・選挙対策委員長)

副会長 六槍 勝明
(鶴見)

前期に引続き東京地方税理士政治連盟副会長に就任しました鶴見支部の六槍勝明です。担当は、神奈川県連では後援会対策と選挙対策委員会、地区連が選挙対策委員会になります。税理士による国会議員等後援会の皆様と連携して、税理士会の施策実現に向け税政連活動をしていきたいと思ひます。

税政連の役員になり、税理士制度の重要性を実感します。税理士制度の維持発展に貢献出来るよう活動してまいります。どうぞよろしくお願ひいたします。



神奈川県税理士政治連盟
(組織担当委員長)

副会長 井上 武志
(相模原)

この度、神奈川県連の組織担当の副会長に就任いたしました相模原支部の井上でございます。

神奈川県連では、加入率の減少が大きな課題となっておりますが、今後、税務行政のICT/AI化が進む中、納税者の税務代理人としての立ち位置をしっかりと確保し、将来の税理士制度の発展のためには、税政連の役割は大変重要と考えております。組織率の向上はその根幹を成すものであり税政連の力の源となります。

2年間、組織力の向上を目指し税政連活動の発展のため努力してまいります。よろしくお願ひいたします。



神奈川県税理士政治連盟
(財務委員長)

副会長 甲谷 隆和
(藤沢)

神奈川県税理士政治連盟、財務担当副会長に就任することになりました、藤沢支部の甲谷隆和と申します。税政連は税理士の日頃の要望を集約し、その要望の実現を目指すことを目的とした団体であります。税政連活動による成果が上がると税理士・中小企業・多くの納税者に多大な効果が実現されると確信します。

税政連活動の為の収入源は皆様からいただいた会費によるものです。

現在、未加入の方は、上記の理由からご協力をお願いいたします。



東京地方税理士政治連盟
(広報委員長)
神奈川県税理士政治連盟
副会長 藤田 伸哉
(横浜中央)

前期に引き続きまして副会長を仰せつかりました横浜中央支部の藤田伸哉です。平成22年、横浜中央支部長であった北島則行東京地方税理士会会長から「藤田さん、税政連の幹事を引き受けてくれない?」と声をかけられてから早10年。政治に関心は有りましたが飽きっぽい私の性格からしますとよく10年も続いたものです。この10年、政治の動向をしっかりと見て来ましたがやはり一つの政党が長く政権を続けるのは……、この後は敢えて言いません。これからも税政連の役員と同時に一国民、一有権者として厳しい目で国政を見ていきたいと思えます。



東京地方税理士政治連盟
幹事長 中川 公登
(神奈川)

東京地方税理士政治連盟第55回定期大会において幹事長に選出されました。どうぞよろしくお願いいたします。

県連幹事長を1期で卒業して、単位政治連盟である地区連幹事長となります。政治連盟の総務部長であり事務局の人事部長でもあるようです。

今後は日税政の会議にも出席の機会が与えられることとなりますので、本会同様「東地税政はうるさい」と思われるようにもの申して行きたいと思えます。会員の皆様や諸先輩方からお知恵を頂戴しながら頑張りたいと存じます。

県連幹事長就任時にも申し上げましたが、我が政治連盟には様々な課題が数多くあります。税政改正も思うようには進んでおりませんが、少しずつでも良い方向に進めたいと存じます。重ねてよろしくお願いいたします。



神奈川県税理士政治連盟
幹事長 田中 秀拓
(横浜中央)

令和3年7月14日に開催された神奈川県政治連盟第55回の定期大会において幹事長に選任されました田中秀拓です。

これまでは財務委員長を2期務め、ようやく県連の財務内容から全体の活動が少しわかりかけてきたところで、中川前幹事長からのバトンタッチということになりました。

これからの2年間会長を補佐し、各委員会や後援会活動のサポート等、県連の税政連活動が支障なく行われますよう職責を全うする所存であります。組織率(加入率)の向上をはじめいろいろな課題に直面していますが、会員皆様のご協力をいただきながら、会員の皆様と一緒に課題を解決していくことができると考えております。

税政連会員皆様のご支援ご鞭撻のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。





山梨県税理士政治連盟
副会長 志村 公康
(大月)

この度、山梨県税理士政治連盟の第55回定期大会におきまして副会長に選任されました大月支部の志村公康です。東京地方税理士政治連盟の運動方針を念頭におき、税理士の社会的地位の向上を目指し、私たちが考える税理士制度や租税制度の確立に向けて活動していきたいと思っております。過去に連盟の役員をして以来、長い年月が経過しておりますので、砂田俊二山梨県連会長をはじめ、経験豊富な他の役員の皆様のご指導をいただきながら精一杯努めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。



山梨県税理士政治連盟
副会長 瀧口 敦
(甲府)

この度、山梨県税理士政治連盟の副会長に就任しました甲府支部の瀧口敦です。税政連に関わるのは、今回で二度目になります。

昨年からのコロナ禍において、政治の果たす役割というのが非常に大きくなったと思っております。また我々税理士の果たす役割というのも、新たな局面に入ったのではないかと思っております。コロナ以前と現在では、社会生活がガラッと変わってしまいました。そしていつかコロナを克服する時が来るかもしれませんが、元のような社会にはならないと思っております。昭和、平成、令和と時代は変わりました。終戦以後、現在が最大の国難なのかもしれません。誰も経験したことのない危機に直面しております。

税政連は今までも、その時代背景や社会環境に合った租税政策を実現するという目標のもとに活動してきたものと思っております。税政連に求められる役割というのは、今後ますます重要になってくるものと思われまます。

微力ながら、わたくしも税政連の一役を担い、よりよい社会の実現を目指して活動していきたいと思っております。2年間会員の皆様のご協力をよろしくお願ひいたします。



山梨県税理士政治連盟
幹事長 塩島 好文
(甲府)

この度、山梨県税理士政治連盟の幹事長に再任致しました甲府支部の塩島好文です。

コロナ禍の収束がまだまだ見えない状況下において、我々のクライアントである中小企業者の多くが経営に行き詰っています。このような苦境下でこそ、納税者のための税制改正の実現が必要不可欠であります。税政連活動は一朝一夕に結果を出せるものではないかもしれませんが、地道に強い声を上げ続けることが重要と考えます。税理士ブランドの向上のためにも、税政連活動の成果を実現できるよう砂田俊二県連会長の下で職務に取り組んでいきたいと思っております。1日も早いコロナ禍の収束を願うとともに、引き続き会員の皆様のご協力、ご指導ご鞭撻のほど宜しくお願ひ致します。



第55回定期大会が開催される

第55回定期大会が、6月16日（水）山梨県税理士政治連盟が甲府記念日ホテル（甲府市）、7月14日（水）神奈川県税理士政治連盟定期大会、東京地方税理士政治連盟定期大会が、本年も昨年同様、新型コロナウイルス感染防止のため規模を縮小し、税理士会館（横浜市西区）にて開催された。

神奈川県税理士政治連盟定期大会報告

定刻13時30分、大澤清治副会長の司会により、出席者数35人であり本会が適法に成立したとの報告があった。

齋藤敏治副会長が定期大会の開会を宣言し、三堀孝夫会長が挨拶を行った。その後、平松武雄会員（相模原支部）が議長に指名された。

平松議長は議案審議に先立ち、議事録署名人に一ノ瀬裕会員（藤沢支部）、書記に稲垣公明会員（神奈川支部）を指名して議事に入った。

第1号議案 令和2年度運動経過及び組織活動報告承認の件

中川公登幹事長が議案書に基づき説明・報告を行った。

第2号議案 令和2年度収支決算承認の件

田中秀拓財務委員長が議案書に基づき説明・報告を行い、続いて会計監事により監査報告が行われた。

議長は、第1号議案・第2号議案について、議場に質疑を求めたところ、発言がなかったため議場に裁決を求めた。

挙手多数による賛成があったので、原案通り可決承認された。

第3号議案 令和3年度運動方針決定の件

中川幹事長が議案書に基づき説明を行った。



議長 平松武雄会員



議事録署名人 一ノ瀬 裕会員



書記 稲垣公明会員

第4号議案 令和3年度組織活動方針決定の件

中川幹事長が議案に基づき説明を行った。

第5号議案 令和3年度収支予算決定の件

田中財務委員長が議案書に基づき説明を行った。

議長は、第3号議案から第5号議案について、議場に質疑を求めたところ、特に発言がなかったため議場に裁決を求めた。

挙手多数による賛成があったので、第3号議案、第4号議案、第5号議案は原案通り可決承認された。

第6号議案 役員任期満了に伴う改選の件

草苺章雄役員選考委員長が議案書に基づき説明を行った。

平松議長は、第6号議案について、議場に質疑を求めたところ、発言がなかったため議場に裁決を求めた。

挙手多数による賛成があったので、第6号議案は原案通り可決承認された。

第7号議案 大会決議採決の件

中川幹事長が議案書に基づき説明を行った。

平松議長は第7号議案について、議場に質疑を求めたところ、発言がなかったため議場に採決を求めた。挙手多数による賛成があったので原案どおり第7号議案は可決承認された。

また、平松議長は、第7号議案で可決承認された決議文は、この後開催される東京地方税理士政治連盟第55回定期大会で採決される決議文と同一であるので、その朗読については上記大会に委ねることとしたい旨、提案したところ、全員拍手をもって承認された。

以上により平松議長は、すべての議案の審議を終了したことを報告し、午後2時5分降壇した。

次に、神奈川県税理士政治連盟会長に就任した鈴木崇晴新会長より就任挨拶が行われた。最後に石井正夫副会長の閉会宣言をもって本大会は終了した。

(神奈川県税理士政治連盟広報副委員長 稲垣公明)

東京地方税理士政治連盟定期大会報告

定刻に田中秀拓神奈川県税理士政治連盟幹事長の司会により、出席者は57名(神奈川県54人、山梨県3人)であり本会が適法に成立したとの報告があった。

砂田俊二東京地方税理士政治連盟副会長が定期大会の開会を宣言し、瀧浪貫治東京地方税理士政治連盟会長が挨拶を行った。

その後、議長に吉沢陽子会員(藤沢支部)が指名され、議長は議案審議に先立ち、議事録署名人に平山紀美子会員(緑支部)、書記に野本優子会員(小田原支部)を指名して議事に入った。

第1号議案 令和2年度運動経過及び組織活動報告承認の件

鈴木崇晴東京地方税理士政治連盟幹事長が議案書に基づき説明・報告を行った。

第2号議案 令和2年度収支決算承認の件

佐野光明財務委員長が議案書に基づき説明・報告を行い、続いて宇久田進治会計監事が所用により欠席のため、鈴木幹事長が監査報告を代

読した。

吉沢議長は、第1号議案・第2号議案について、議場に質疑を求めたところ、発言がなかったため議場に採決を求めた。

挙手多数による賛成があったので、第1号議案、第2号議案は原案どおり可決承認された。

第3号議案 令和3年度運動方針決定の件

鈴木幹事長が議案書に基づき説明を行った。

第4号議案 令和3年度組織活動方針決定の件

鈴木幹事長が議案書に基づき説明を行った。

第5号議案 令和3年度収支予算決定の件

佐野財務委員長が議案書に基づき説明を行った。

吉沢議長は、第3号議案から第5号議案について、議場に質疑を求めたところ、特に発言がなかったため議場に採決を求めた。

挙手多数による賛成があったので、第3号議案、第4号議案、第5号議案は原案どおり可決承認された。

第6号議案 東京地方税理士政治連盟規約一部改正の件

鈴木幹事長が説明を行った。

議長は、第6号議案について議場に質疑を求めたところ、特に発言がなかったため、議場に裁決を求めた。挙手多数による賛成があったので、第6号議案は原案通り可決承認された。



議長 吉沢陽子会員

第7号議案 役員任期満了に伴う改選の件

池田兼男役員選考委員長が議案書に基づき説明を行った。

吉沢議長は第7号議案について議場に質疑を求めたところ、特に発言がなかったため議場に採決を求めた。挙手多数による賛成があったので、第7号議案は原案どおり可決承認された。

第8号議案 大会決議採択の件

可決承認された7項目の大会決議文が8名の会員により朗読された。

議案審議終了後、後援会活動に功績のあった14名の感謝状贈呈者の名簿が披露され、続いて太田直樹日本税理士政治連盟会長からの祝辞が代読された。また、北島則行東京地方税理士会会長の挨拶の後、国会議員、関連団体からの祝電が披露された。

砂田俊二山梨県税理士政治連盟会長の挨拶があり、最後に小山内光雄副会長の閉会宣言をもって本大会は終了した。

(東京地方税理士政治連盟広報委員長 藤田伸哉)



議事録署名人 平山紀美子会員



書記 野本優子会員

退任される瀧浪貫治会長



退任された瀧浪貫治会長



北島則行会長挨拶

山梨県税理士政治連盟定期大会報告

6月16日(水)、甲府記念日ホテル(甲府市)において、山梨県税理士政治連盟第55回定期大会が開催された。

松土知代副幹事長の司会進行で、松野俊一副会长により開会の宣言がなされ、砂田俊二山梨県税理士政治連盟会長より挨拶がなされた。

砂田会長からは、今年度の活動の主軸となる軽減税率制度とインボイス制度の凍結、廃止の運動を進めること、税理士法改正について必要な施策を講じていく必要があること、国政選挙の対応について話され税理士会の要望実現にむけて運動していくと述べられた。

その後、司会者より議長の選出について問われ、議場より司会者一任の声があがり、議長に

深沢邦秀会員が任命された。同時に、議事録署名名人に中込正純会員・渡邊儀春会員、書記に宮川慎平会員・前田晋吾会員が指名され、議事に入った。第1号議案については塩島好文幹事長、第2号議案については初鹿武仁財務委員長より説明がなされ、村松滝夫会計監事より監査報告が行われた。続いて、第3号議案については塩島幹事長、第4号議案については初鹿財務委員長、さらに第5号議案については小泉久司役員選考委員長、第6号議案については塩島幹事長より説明がなされ、全議案について、審議の結果、賛成挙手多数により、原案通り可決承認された。

- 第1号議案 令和2年度運動経過報告承認の件
- 第2号議案 令和2年度収支決算承認の件及び会計監査報告
- 第3号議案 令和3年度運動方針決定の件
- 第4号議案 令和3年度収支予算決定の件
- 第5号議案 役員選任の件
- 第6号議案 大会決議採択の件



砂田俊二会長挨拶

議事終了後採択された大会決議文を各委員長等7名がコロナ感染症対策をしつつ朗読した。その後、県連副会長を退任した松野俊一会員・梶原稔会員他6名への感謝状贈呈が行われた。また今大会開催にあたり、国会議員の7名の方々のビデオメッセージを賜った。最後に、瀧口敦副会長により閉会宣言がなされ、本大会は無事終了した。

(山梨県税理士政治連盟広報委員長 藤原 徳仁)



決議文朗読

大 会 決 議

税理士の社会的地位の向上と権益の確保、拡充を図るとともに、国民のための税理士制度及び租税制度を確立するため、次のとおり決議する。

- 一、 われわれは、税理士制度の発展と、納税者のための真の代表を国会に送るため強力な運動を展開する。
- 一、 われわれは、納税者に信頼される税理士制度の確立を目指して強力な運動を展開する。
- 一、 われわれは、公正な税制の確立及び税務行政改善のための強力な運動を展開する。
- 一、 われわれは、税制改正に際し、中小企業に過重な負担をもたらすことのないよう強力な運動を展開する。
- 一、 われわれは、規制改革、T P P等の資格制度に係る改革の動向を注視し、税理士業務の無償独占及び税理士会への強制入会制の堅持のための強力な運動を展開する。
- 一、 われわれは、税理士の業務及び職域に重大な影響を及ぼす動向に対して強力な運動を展開する。
- 一、 われわれは、税理士の使命に則り、税理士の公益的業務への更なる参加ができるよう強力な運動を展開する。

以上決議する。

令和3年7月14日

東京地方税理士政治連盟
第55回定期大会

令和4年度税制改正に関する要望

1. 適格請求書等保存方式を見直すとともに、その導入時期を延期すること。

適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス方式）については、下記の問題点に対して必要な措置を検討すべきである。また、少なくとも、新型コロナウイルス感染症の拡大による経済活動の制約が概ね解消され、簡易で安価な電子インボイス制度が整備されるなど中小企業者に対する負担軽減措置が講じられるまでの間は、導入を延期すべきである。

(1) 事務負担に与える影響

適格請求書等保存方式においては、取引の都度、適格請求書等の有無の確認を行う必要があり、この確認は少額取引（3万円未満）についても一定の取引以外の取引については必要となる。これは、事業者及び税務官公署の事務に過度な負担を生じさせることから、行政手続コスト削減の方向性に逆行することのないように見直すべきである。さらに、基準期間における課税売上高が免税点以下となっても、適格請求書発行事業者の登録を取りやめなければ免税事業者にならない点など、登録制度についても、事務負担軽減の観点から再検討すべきである。

(2) 市場取引に与える影響

免税事業者は適格請求書等を発行できないため、対事業者取引から排除や不当な値下げを強いられるおそれがある。このため、あえて課税事業者になることを選択することが考えられるが、消費税相当額の転嫁が困難なケースもあり、廃業を余儀なくされる事業者が増える可能性があることにも留意すべきである。

一方で、対消費者取引を行う免税事業者はあえて課税事業者を選択する必要性は少なく、免税事業者を維持する可能性が高い。このため、取引形態の違いにより、事業者免税点制度の公平性が保たれないという問題が生じる。

見直しにあたっては、事業者の負担と徴税コスト等を考慮し、仕入税額控除方式（インボイス方式を含む）及び免税点制度等の見直しを含めた消費税のあり方について、抜本的に再検討すべきである。

2. 消費税の非課税取引の範囲を見直すこと。

非課税取引については、売上げに対して取引先から消費税相当額を収受できない一方で、商品調達や設備投資等の仕入税額控除は認められない。

特に、社会保険診療等については健康保険法等により公定価格とされているため、仕入れに係る消費税相当額を診療報酬に上乘せするなどの調整ができない。このため、非課税取引となる資産の譲渡等をする者は、最終消費者ではないにもかかわらず、仕入れに係る消費税について実質的に負担する仕組みとなっている。税率引上げに伴い、この負担はさらに大きくなり、非課税取引を主とする事業者の経営を圧迫する要因となり得る。また、居住用賃貸建物の仕入税額控除の制限のように特定の租税回避行為に対してその都度当該取引を非課税取引とするような対処方法は、税制の簡素化に反する。

消費税の制度は可能な限り、収受した消費税相当額と支出した消費税相当額の差額を納付し又は還付する簡素な制度であるべきである。非課税取引として消費税法別表第一（第6条関係）に掲げられる取引には、「税の性格から課税対象とすることになじまないもの」と「社会政策的な配慮に基づくもの」があり、後者については、課税取引とし、課税標準及び仕入税額控除の計算過程に取り込み、小規模事業者判定における売上高基準にも反映させ、計算をできるだけ平易にすべきである。

3. 基礎的な人的控除のあり方を見直すとともに、所得計算上の控除から基礎控除へのシフトを進めること。

(1) 基礎的な人的控除のあり方の見直し

基礎的な人的控除（基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除及び扶養控除）は、憲法第25条が定める生存権の保障を目的としたものと解されており、健康で文化的な最低限度の生活を維持するために侵害してはならない課税最低限を構成するものである。したがって、このような性質を有する課税最低限は、財政事情を考慮しつつ、生活保護の水準等を参考に決定していくことが望ましい。

また、最低限度の生活を維持するのに必要な部分は担税力を持たないとする最低生活費非課税の観点から、基礎的な人的控除についてはその額を引き上げ、所得控除方式を維持すべきである。

(2) 所得計算上の控除から基礎控除へのシフト

給与所得控除及び公的年金等控除の水準が過大であることや、こうした所得計算上の控除が適用されない事業所得者等とのバランスも踏まえ、所得計算上の控除を縮減した上で、基礎的な人的控除を引き上げるべきである。その際、基礎的な人的控除の中には適用関係が人的事情や所得の多寡に左右されるものがあること等を踏まえ、全ての

者に適用されるべき基礎控除に負担調整の比重を移すことが望ましい。

① 給与所得控除額の縮減

給与所得控除は「勤務費用の概算経費」と「他の所得との負担調整」の要素を持つが、現状では給与収入総額の3割程度の控除水準であり、この2分の1とされる「勤務費用の概算経費」の部分に限って比較しても、給与所得者の必要経費の試算額である給与収入の4%を大幅に超えている。また、近年、働き方の多様化により、被用者に近い自営業主（雇用的自営）の割合が高まっており、事業所得等との関係からみれば「他の所得との負担調整」を行う必要性は薄れつつある。したがって、給与所得課税の適正化を図るためには、特定支出控除制度をより一層拡充し、給与所得控除額については、その構成を明らかにした上で縮減すべきである。

② 公的年金等控除額の縮減

公的年金等への課税は、保険料の拠出時には社会保険料控除として全額控除され、年金の受給時には公的年金等控除が適用されることで、実質的に非課税に近い制度となっている。したがって、公的年金等控除額は可能な限り縮減すべきである。

また、世代内での課税の不均衡を是正するため、公的年金等控除額の年齢による差異をなくすべきである。さらに、公的年金等収入と給与収入の双方がある者については、平成30年度税制改正で若干の見直しがなされたものの、担税力のある者に相応の負担を求めるため、それぞれの概算控除額を調整する仕組みをさらに見直すことが必要である。

4. 「災害損失控除」を創設するとともに、相続時精算課税制度における受贈財産が災害により損失を受けた場合の救済措置を設けること。

(1) 「災害損失控除」の創設

課税所得の計算上、現行の雑損控除制度では、災害による損失と盗難又は横領による損失を同じ取扱いとしている。しかし、災害による資産に関する損失は、盗難又は横領による損失よりも多額になることが多い。被災した際の経済的損失を回復する手段として保険加入が考えられるが、火災保険への地震保険及び水災補償の付帯率はそれぞれ3分の2程度であり、約3分の1がこれらの保険を付帯していない（2019年度、損害保険料率算出機構ホームページより）。また、保険金で損失が全額カバーされる訳ではない。その場合の救済策として、雑損控除から自然災害による損失を独立させて災害損失控除を創設すべきである。

損失額の評価は、時価（再取得価額から減価償却額を控除した額）による評価方法を原則として

考えるべきである。建物の再取得価額は、築年数の浅い建物については納税者が保管する領収書等により明らかとなると考えられるが、領収書等を保存していない場合や築年数が比較的古い建物などその再取得価額が明らかではない場合は、①固定資産税評価額、②建物の標準的な建築価額表による算出、③地域別・構造別の工事費用表による算出（1㎡当たりの工事費用×総床面積－減価償却費）×被災割合）などが考えられる。

災害による損失は生活基盤である資産に生じた偶発的な損失であり、収入を得るための必要経費的なものではない。このため、課税所得の計算上における所得控除等の順序についても考慮する必要がある。災害による担税力の喪失を最大限に勘案する観点から、まず災害の有無にかかわらず適用される災害損失控除以外の他の所得控除を適用し、最後に災害損失控除を適用することとすべきである。

また、個人事業者の純損失について、青色申告の場合は3年間の繰越控除が認められる一方で、白色申告の場合は繰越控除が認められておらず、被災事業用資産の損失の金額に限って3年間の繰越控除が認められているだけである。しかし、白色申告の場合にも記帳義務が課されていることを踏まえ、災害に起因して純損失が生じた場合には、白色申告についても青色申告と同様の繰越控除を認めるべきである。

当年分の所得金額から災害損失控除及び純損失を控除しきれない場合の繰越控除期間は、現在の3年間よりも延長されるべきである。東日本大震災時には5年間の繰越が認められたことや所得税の更正期間との平仄を考えれば、最低でも5年間の繰越が認められるべきである。法人税における災害損失欠損金の繰越控除期間が10年間であることを踏まえれば、損害額に係る一定の書類の保存を要件に控除期間のさらなる延長も検討すべきである。

(2) 相続時精算課税における受贈財産が被災し損失が生じた場合の救済措置

相続までの間に災害による滅失や財産価値の著しい低下などがあっても、相続時精算課税制度により受贈した財産について相続税の課税価格に加算する価額は、贈与時の価額となる。相続税について担税力に応じた課税をするために、災害により相続時の受贈財産の価額が贈与時の価額を著しく下回り、回復の見込みのない場合には、相続時の価額で加算する救済措置を設けるべきである。

次期衆議院議員選挙立候補予定者の推薦審査結果報告

令和2年12月24日(木)に書面決議により開催いたしました第1回推薦審査会において次期衆議院議員総選挙立候補予定者の推薦の是非についての審査を行った結果、下記のように原案とおり承認されましたので、ご報告申し上げます。

記

第1区	松本 純	(自民・現)
第2区	菅 義 偉	(自民・現)
第3区	小此木 八郎	(自民・現)
第4区	浅尾 慶一郎	(自民・前)
第6区	遠山 清彦	(公明・現)
第7区	鈴木 馨祐	(自民・現)
第8区	三谷 英弘	(自民・現)
第9区	笠 浩 史	(無所属・現)
第10区	田中 和 徳	(自民・現)
第11区	小泉 進次郎	(自民・現)
第12区	阿部 知子	(立民・現)
第13区	甘利 明	(自民・現)
第14区	あかま 二郎	(自民・現)
第15区	河野 太郎	(自民・現)
第16区	義家 弘介	(自民・現)
第16区	後藤 祐一	(立民・現)
第17区	牧島 かれん	(自民・現)
第18区	山際 大志郎	(自民・現)

山梨第1区	中谷 真一	(自民・現)
山梨第2区	堀内 詔子	(自民・現)

役員構成委員 計39名

立候補予定者全員推薦<賛成>	25名
立候補予定者19人推薦<賛成>	1名
立候補予定者1人推薦<反対>	
棄権	13名

◎令和3年10月1日現在、第1区松本純議員は無所属、第3区小此木八郎議員は横浜市長選挙立候補のため議員辞職、第6区遠山清彦議員は議員を辞職、第9区笠浩史議員は立憲民主党です。

後援会だより

○「税理士による鈴木けいすけ後援会」の定期総会報告 ○

令和3年6月14日、新横浜グレイスホテルに於いて「税理士による鈴木けいすけ後援会」の定期総会が開催された。当日はコロナウィルス感染防止のため令和元年度第4回定期総会及び令和2年度第5回定期総会の同時開催となった。

第4回定期総会では、令和元年度活動経過報告及び収支計算の承認、並びに令和2年度活動計画の決定が上程された。引き続き、第5回定期総会として、令和2年度活動経過報告及び収支計算の承認、並びに令和3年度活動計画の決定に続けて役員改選の件、後援会事務所変更の件がそれぞれ上程された。両年度共に全会一致にて滞りなく可決承認された。

同総会は、鈴木馨祐衆議院議員、瀧浪貫治東京地方税理士政治連盟会長及び三堀孝夫神奈川県税理士政治連盟会長に来賓としてご出席賜り、議案審議終了後の質疑応答に際し、瀧波会長より「本年度の陳情に関し最善の時期はいつ

であるべきか」を伺った事を皮切りに、本総会は活発に進行した。鈴木議員からは、国会報告及び今の国際情勢の解説を含め、近く予想される国政選挙への意気込みが披露され、後援会も大いに議員に期待感を持ちながら盛会裡に定期総会を終えた。

(会長 細谷 佳世)



鈴木けいすけ後援会

○「税理士によるみたに英弘後援会」設立総会 ○

令和3年1月13日(水)新横浜グレイスホテル(横浜市港北区)において「税理士によるみたに英弘後援会」の設立総会を開催した。本設立総会は、昨今の情勢を受け感染症対策に細心の注意を払うとともに、議員及び秘書の方にはリモートでのご参加をいただき、瀧浪貫治東京地方税理士政治連盟会長、三堀孝夫神奈川県税理士政治連盟会長、神奈川県税理士政治連盟神奈川支部、衆議院議員鈴木けいすけ後援会の各役員先生のご臨席を頂き当後援会の役員のみで執り行いました。当日三谷英弘議員から、昨年9月から現在の文部科学大臣政務官を拝命し、菅内閣の一員となっていることや、現時点では税制に関わってはいないが、軽減税率・インボイス導入の見直し等の税制に関する問題点に非常に興味があり、税理士先生のご意見を踏まえ課題解決に真摯に取り組んでいきたいといっ

た内容のご挨拶を頂きました。神奈川8区には非常に有力な議員がいらっしゃるの、なかなか厳しい選挙区です。しかし、当後援会は、岸会長をはじめ、会員の総意で設立した後援会です。三谷議員をしっかりとワンチームで支援していく決意を固め、和やかに総会は終了しました。

(幹事長 平山紀美子)



税理士によるみたに英弘後援会

「税理士による本村賢太郎後援会」活動報告

令和3年7月13日(火)本村賢太郎相模原市長と「税理士による本村賢太郎後援会」会員税理士との第2回目のランチミーティングを相模原市役所市長室にて実施しました。

前回のランチミーティングが令和元年12月16日(月)だったので、実に1年7ヶ月ぶりのことです。

このコロナ禍の中、「税理士による本村賢太郎後援会」として何をなすべきか?何が出来るのか?

令和2年3月13日に成立した新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく措置である「緊急事態宣言」以降、「税理士による本村賢太郎後援会」として何をなすべきか?何が出来るのか?ずっと悩み続けました。

やっと辿り着いたのが相模原市議会の傍聴と本村市長とのランチミーティング。ランチミーティングに先立つこと3週間前の6月24日午前9時30分より11時30分まで市議会の一般質問を拝聴させて頂きました。

そして2回目となりますランチミーティング。当日、吉野賢一会長のあいさつ、本村賢太郎相模原市長のあいさつと続き、「相模原市長に対する令和4年度税制改正に関する重要な3項目の要望」として

1. 償却資産税の申告期限を法人税の申告期限と一致させる等の改正
2. 災害損失控除の創設
3. 人口減、合計特定出生率の低下に少しでも

も役立てるよう、年少扶養控除の復活

4. 日税連による「令和4年度税制改正に関する要望」

この4つの要望書を手渡しました。

その後、会食となり、出席者からそれぞれ質問・要望が活発に発言され、本村市長も食事の間にも関わらず丁寧に答えられていました。今年は無事でした。

出席者 相模原市長 本村賢太郎、青山秘書
(税理士によるもとむら賢太郎後援会)
会長 吉野賢一
相談役 市川貞夫
〃 平井 隆
税政連相模原支部長 鈴木峰陽
相模原税理士会支部長 房間恵子
幹事長 中村一郎

(幹事長 中村 一郎)



本村市長を囲んで

当連盟推薦の小此木八郎候補当選ならず

任期満了に伴う横浜市長選挙が8月22日に投開票され無所属で新人の元横浜市大教授山中竹春候補が当選しました。東京地方税理士政治連盟が推薦いたしました小此木八郎前国家公安委員会委員長は残念ながら当選しませんでした。

開票結果

山中 竹春	506,392 票
小此木八郎	325,947 票
林 文子	196,926 票

神奈川県税政連だより

神奈川県税政連活動

- 令3.6.1 第3回証票伝達式／税理士会館
- 6.3 会務打合せ会／税理士会館
- 6.7 戸塚支部 定期大会／男女共同参画センター横浜
- 6.14 税理士による鈴木けいすけ後援会 定期総会／新横浜グレイスホテル
- 7.1 第4回証票伝達式／税理士会館
- 7.13 税理士によるごとう祐一後援会 定期総会／厚木アーバンホテル
- 7.14 第55回定期大会／税理士会館
- 7.21 税理士による福田紀彦後援会 定期総会／Zoom
- 8.6 第5回広報委員会（地・県合同）／税理士会館
- 8.17 地区連、神連 会務打合せ会／税理士会館
- 8.18 第2回財務委員会（地区連）／税理士会館
- 8.25 地区連、神連 正副会長正副幹事長会、幹事会合同会議／Web会議に変更予定
- 9.2 第6回広報委員会（地・県合同）／Eメール
- 9.3 会務打合せ会（県連）／税理士会館
- 9.9 会務打合せ会（県連）／税理士会館
- 9.14 会務打合せ会（県連）／税理士会館
- 9.17 第6回東京地方税理士会シンポジウム／ライブ配信
- 9.24 第7回広報委員会（地・県合同）／Eメール
- 9.29 会務打合せ会（県連）／税理士会館
- 9.30 日本税理士政治連盟 定期大会／日本税理士会館
- 10.5 第8回広報委員会（地・県合同）／Eメール
- 10.6 会務打合せ会（県連）／税理士会館
 〃 第1回選挙対策委員会、後援会対策委員会 合同会議／税理士会館

山梨県税政連だより

山梨県税政連活動

- 令3.3.19 第5回正副会長正副幹事長会、幹事会、相談役等合同会議／税理士会館 16名
- 4.2 令和2年度期末監査／税理士会館 5名
 〃 第1回財務委員会／税理士会館 5名
- 4.16 第1回総会打合せ会／税理士会館 会長、幹事長
- 6.9 第3回総会打合せ会／税理士会館
 第55回定期大会／税理士会館
- 9.1 第2回正副会長正副幹事長会、幹事会、相談役等合同会議／税理士会館



税理士会館のご案内



株式会社 税理士会館

協同組合からのご案内

東京地方税理士協同組合は、

1. 組合員等の社会的地位の向上と福利厚生の実現を図る
2. 提携企業との共存共栄を図る
3. 税理士会に貢献する

を基本方針として、税理士会では行う事の出来ない各種収益事業等を行っております。これらの事業で得た収益は、税理士会との共同事業、ご協力を頂いた支所への交付金として、又、組合員等への福利厚生事業等として還元しております。

現在、協同組合の各種事業は新型コロナウイルス感染症の拡大予防を最重要視し、各種会議・各部活動・生命保険会社等の協議会は Web 会議を中心に、規模を縮小して行う等、出席人数を限定して開催しております。

今年度の研修会につきましては会場型受講を中止にし、協同組合主催の研修会は組合ホームページの組合員専用ページにてオンデマンドで開催しております。また今年度より全ての研修会に協同組合利用券がご使用いただけるようになりました。多くの組合員等の皆様に受講していただきますようお願い申し上げます。

全税共事業では、「東地税協税理士VIP代理店会」を発足いたしました。生命保険に関する業務知識の向上や情報の共有を行い、税理士VIP代理店制度の更なる発展を目指しております。趣旨・目的をご理解いただき、「東地税協税理士VIP代理店会」への入会をお願い申し上げます。

共済会事業では、現在、組合員・準会員、事務所職員等の皆様にご加入頂ける『団体定期保険』・『総合医療保険』への加入促進を図るシンプルキャンペーンを行っております。

団体定期保険は、割安な掛金で大きな保障をうけることができ、告知のみで最高3,000万円まで加入できます。総合医療保険は、病気や事故で入院や手術をされたときに給付金をお支払い致します。保険料は団体割引が適用されます。『まさか』・『もしも』の時の備えとして、この機会に未加入の皆様はご加入を、既加入の皆様は増額等のご検討をお願い申し上げます。

斡旋事業では、協同組合ホームページに提携企業の一覧を掲載しております。関与先等のご紹介先などがございましたら協同組合事務局までお問い合わせをお願い致します。また、団体割引のある自動車保険・火災保険の代理店業務も行っております。是非協同組合を通じての契約にご協力賜りますようお願い申し上げます。

今後も組合員・準会員の皆様への情報発信を積極的に行って参りますので、協同組合ニュース・メールマガジン・ホームページ等や組合からの郵送物に目を通して頂きまして協同組合事業への更なるご協力をお願い申し上げます。

お問合せ先：東京地方税理士協同組合事務局 電話：045-243-0551
協同組合ホームページ <http://www.tochizeikyo.com/>

働くみんなに、
大きな安心。

中退共は、半世紀で100万社以上の中小企業に
ご利用いただいている国の退職金制度です。

中退共

CHU TAI KYO
小企業 退職金 共済制度

安全

国の制度だから安心
新規加入や掛金を増額する場合、
掛金の一部を国が助成します。

有利

掛金は全額非課税
手数料もかかりません。

簡単

社外積立で管理も簡単
納付状況や退職金試算額を
事業主さんにお知らせします。



詳しくはホームページをご覧ください。

中退共

検索



(独)勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211

中小企業経営者の
みなさまへ

国が準備したセーフティネット

安心の材料をご提供します。

小規模企業共済制度

●制度の特長

- 1 経営者のための退職金制度**
小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
- 2 掛金は全額所得控除**
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。
- 3 受取時も税制メリット**
共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

●契約者貸付けの利用が可能
契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

●共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

経営セーフティ共済

●中小企業倒産防止共済制度の特長

- 1 掛金の10倍の範囲内で最高8,000万円まで貸付け**
「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額(最高8,000万円)」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年~7年(据置期間6か月を含む)で毎月均等償還です。
- 2 貸付条件は無担保・無保証人**
共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けますと貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。
- 3 掛金は税法上損金(法人)または必要経費(個人事業)に**
掛金月額、5千円~20万円の範囲内(5千円単位)で自由に選べます。

小規模企業共済、経営セーフティ共済へ協同組合を通じてご加入(関与先を含む)していただきますと、組合員・準会員の皆様へ些少ですが協同組合よりお礼を贈呈致します。
資料請求やご加入方法の問い合わせは、協同組合事務局までご連絡をお願いします。

東京地方税理士協同組合 事務局 tel:045-243-0551 fax:045-243-0550

東京地方税理士協同組合税理士VIP代理店会

令和2年8月に税理士VIP代理店制度のさらなる充実を目指し
「東地税協税理士VIP代理店会」を発足いたしました。

東地税協税理士VIP代理店会へのご入会をお願いします

「入会申込書」は協同組合ホームページの組合員等専用ページから印刷いただけます。

東京地方税理士協同組合ホームページ

URL: <http://www.tochizeikyo.com/>

組合員等専用ページ ID: kumiai パスワード: Thfm8461

TEL: 045-243-0551 FAX: 045-243-0550

東地税協税理士VIP代理店会の目的

生命保険に関する
業務知識の向上

関与先のニーズに
合わせた保険商品の
指導と提案

提携生命保険会社との
情報交換や親睦

令和3年9月現在163名が入会されています。なお、入会金・会費は無く生命保険会社の代理店等を行っていない場合でもご入会いただけます。組合員・準会員の皆様のご入会をお待ちいたしております。